

第1条（用語の定義）

- 「らくモニ I o Tサービス」（以下、「本サービス」といいます。）とは、中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、I o Tデバイス、通信サービス、クラウドサービスおよび運用管理・保守サポートを一体として提供するものです。
- 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
 - 「利用者」とは、本利用規約に基づき本サービスの利用者としての契約がなされた法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）をいいます。
 - 「申込者」とは、本利用規約に基づく本サービスの利用申込者をいいます。
 - 「I o Tデバイス」とは、当社が販売または貸与するセンサ、I o Tゲートウェイ（センサを集約しクラウドサービスへデータ伝送する通信装置。以下、「IoT-GW」といいます。）、センサ付き通信端末（センサと通信装置が一体型の端末）、関連機器、これら付属装置等のハードウェアをいいます。
 - 「通信サービス」とは、I o Tデバイスとクラウドサービス間を接続するために、当社または他の電気通信事業者が提供する通信回線サービス（LPWA通信サービスを含みます。）をいいます。
 - 「クラウドサービス」とは、I o Tプラットフォームおよび見える化サービスを総称したものです。
 - 「I o Tプラットフォーム」とは、次の各号の機能を有するクラウド型プラットフォームサービスをいいます。
 - I o Tデバイスと利用者が指定するサーバや見える化サービス間とのデータ転送
 - 遠隔によるI o Tデバイスの運用管理・保守サポート
 - その他、上記の附帯的機能
 - 「見える化サービス」とは、当社および他の事業者がデータの可視化や保存等を、クラウド環境で提供するサービスをいいます。
 - 「らくモニ SIM」とは、当社が提供するモバイルデータ通信サービス（仮想移動電気通信サービス）をいいます。
 - 「LPWA」とはLow Power Wide Areaの略で、長距離通信、低消費電力、低価格、少量データが特長の無線通信方式をいいます。この方式の公衆サービスをLPWA通信サービスといいます。

第2条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、次の各号のプランとします。

- 標準パック
I o Tデバイスの選定・販売、通信サービスの選定・提供、クラウドサービスの選定・提供等を一括（下表の「○」または「オプション」を組み合わせ）して提供するサービスです。
- 専用パック
標準パックのサービスを基本として、利用者の要望に応じてI o Tデバイスを有償でカスタマイズしたソリューションサービスです。
- おためしプラン
標準パックを月単位で1か月から最大1年間までおためし利用ができるサービスです。I o Tデバイスは、利用期間中レンタルします。

【各プランにおけるサービスの組み合わせ一覧】

サービス内容	プラン種別	標準 パック	専用 パック※3	おためし プラン※2
I o T導入支援コンサルティングサービス※1の提供		オプション	個別契約 に規定	オプション
I o Tデバイスの選定・販売（初期設定等を含みます。）		○ （一部オプション）		×
I o Tデバイスのレンタル（初期設定等を含みます。）		×		○ （一部オプション）
通信サービス		○ （一部オプション）		○ （一部オプション）
クラウドサービス （I o Tデバイス等の運用管理・保守サポートを含みます。）		○		○
I o Tデバイスの据付・撤去・移設※4		オプション		オプション

凡例：各プランにおけるサービスの組み合わせ対象は「○」と表記します。オプションも組み合わせが可能です。

- ※1 I o T導入支援コンサルティングサービスは、I o T導入に向けた技術的な支援をするサービスをいいます。利用者希望時に対応します。
- ※2 おためしプラン期間中、もしくはおためしプラン期間終了後に標準パックへの契約変更をご希望の場合は、おためしプランを解約し、標準パックを新規契約することにより、I o Tデバイスはそのまま継続して利用可能です。その場合、I o Tデバイスの保証期間については、第14条2項1号の規定を準用します。
- ※3 専用パックについては、おためしプランを利用することはできません。
- ※4 利用者が当社によるI o Tデバイスの据付・撤去・移設（以下、「据付等」といいます。）を希望される場合、当社が別途指定した工事会社に、利用者の指定する場所（当社が技術上、保安上または安全上その他の理由によりI o Tデバイスの設置が困難と判断するものを除きます。）においてI o Tデバイスの据付等をさせるものとします。ただし、据付等に関する扱いは次の各号のとおりとします。
- (1) I o Tデバイスの据付等（現場調査・設計等を含みます。）に必要な費用は利用者の負担とします。
 - (2) I o Tデバイスの設置場所および供給電源は、利用者が自らの責任と負担において準備（設置場所の利用・立入等に必要な承諾または許認可等を含みます。）および維持するものとします。
 - (3) 当社供給エリア以外の据付等は断る場合があります。

第3条（I o Tデバイスの引渡および利用者による検査）

当社は、利用者に対して、利用者が指定する場所にI o Tデバイスを発送し、引渡します。

- 2.利用者は、I o Tデバイスの納入を受けたときは、納入がされた日から起算して7日間（以下、「検査期間」といいます。）以内に、損傷、不具合等の瑕疵の有無および数量不足の検査を行うものとします。当社は、その検査期間の経過をもって当該I o Tデバイスの検査に合格したものとみなします。なお、利用者が当社によるI o Tデバイスの据付けを希望し、当社がI o Tデバイスの据付等を行った場合は、当社による据付等工事時に検査を行うものとし、当該工事の完了をもって検査に合格したものとみなします。
- 3.利用者は、検査の結果、I o Tデバイスの不合格を認めた時は、ただちにその旨を書面または電磁的方法（電子メールを送付する方法等のことをいいます。以下同じとします。）で当社に通知するものとします。当社はすみやかに代替品を利用者に発送し交換します。
4. I o Tデバイスが検査または前項の代替品の再検査に合格した時をもって、当社から利用者へI o Tデバイスの引渡し完了したものとします。

5. I o Tデバイスは、メーカー等の都合により事前に利用申込やカタログなどの説明資料に記載された機種ではなく、それと実質的に同等の機能を有する後継機種となる場合があります。
6. 標準パックおよび専用パックにおけるI o Tデバイスの所有権は、第8条第2項に定める料金の支払いをもって当社から利用者に移転するものとします。

第4条（利用規約の適用および変更）

本利用規約は、全ての本サービス利用者およびその申込者に適用されます。本利用規約に同意しない場合、本サービスの提供を受けることはできません。

- 2.当社は、本利用規約の変更を行う場合、あらかじめ変更の日および内容を本サービスに係るホームページ（以下、「HP」といいます。）に掲示し、または必要に応じて電磁的方法により利用者へ個別の通知をします。
変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、利用規約の変更に同意したものとみなします。
- 3.当社が利用者へHPで通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、本利用規約に優先するものとします。また、当社が利用者と締結する個別契約は、本利用規約の一部を構成するものとし、本利用規約と個別契約が異なる場合には、個別契約を優先するものとします。

第5条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ次の各号に定める事項について、当社との間で確認および必要な調整等を行うものとします。

- (1) I o Tデバイスの設置場所および電源確保
- (2) I o Tデバイスの設置に必要な第三者および関係官庁の承諾または許認可の取得等
- (3) その他本サービスの提供または利用にあたり必要な事項
- 2.本サービスの利用を希望し、申込をするときは、前項による調整等の結果に基づき、当社所定の契約申込書の提出もしくは当社が定める電磁的方法により行うものとします。なお、当社は、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用者による申込を拒否することがあります。
 - (1) 本利用規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 過去に本サービスの利用を取り消された者である場合
 - (3) 申込内容に虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (4) 本サービスの提供が困難であると当社が判断する場合
 - (5) 前各号のほか、利用契約を承諾することが不適切または事業運営上のリスクであると当社が判断する場合
- 3.本サービスのうち専用パックの利用申込については、カスタマイズされた専用I o TデバイスやI o Tプラットフォームの開発についての仕様や要件の定義、開発に対する料金その他の開発条件を、当社との間で事前に協議し合意の上で、合意された条件で申込を行うことを要するものとします。

第6条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が、前条第2項の申込内容を確認し、当社所定の方法により、これを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社はその裁量で申込を承諾しない場合があります。

第7条（利用契約の有効期間）

利用者は、利用契約の有効期間中、本利用規約および当社の定める方法に従い、本サービスを利用できるものとします。

- 2.利用契約の有効期間は、次の各号によるものとします。
 - (1) 本サービスの利用開始日は、第5条第2項の申込に記載ないし記入の利用開始日とします。

(2) 本サービスの利用期間は、下表のとおりします。

サービス名	利用期間
標準パック	利用開始日が属する月から暦月単位で1年契約
専用パック	個別契約に規定
おためしプラン	利用開始日が属する月から暦月単位で1カ月から利用でき最大1年間

(3) 標準パックの有効期間満了の前月末までに当社指定の方法に従い利用者から申し出がない場合には、利用契約は、同一の条件のもとに自動的に更新されるものとし、以降の期間についても同様とします。なお、本サービスの利用を更新しない場合、利用者は本サービス利用のいかににかかわらず有効期間満了までの料金を満額支払うものとします。(料金日割り計算による返金はありません。)

(4) おためしプランの有効期間満了の10日前までに当社指定の方法に従い利用者から申し出がない場合には、利用契約は、同一の条件のもとに自動的に更新されるものとし、以降の期間(最大1年間)についても同様とします。なお、利用契約を更新しない場合、利用者は本サービス利用のいかににかかわらず有効期間満了までの料金を満額支払うものとします。(料金日割り計算による返金はありません。)

第8条 (料金および支払い方法)

月額サービス利用料金およびI・Tデバイス料金、工事費等の一時金(以下、「利用料金等」といいます。)は、別紙1によるものとします。ただし、専用パックの場合および当社がこれによりできないと判断する場合は、当社と利用者間で別に合意する料金によるものとします。

2. 当社は、利用料金等を、暦日に従って月単位(1日から月末単位)で本サービスを利用した月の翌月末までに利用者へ請求するものとします。また、本サービスの利用開始日が属する月の利用料金等についても、同様にその翌月末までに利用者へ請求するものとします。なお、当社は、契約期間中の解約、利用資格の喪失、その他理由のいかなを問わず、一旦支払われた利用料金等の返金には応じません。
3. 利用者は、利用料金等を、当社が指定する金融機関口座へ振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は利用者が負担するものとします。
4. 利用者が利用料金等を支払期日までに支払わない場合、当社は、利用者への催告なく利用契約を解約することができるものとします。
5. 利用者が利用料金等を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払日まで年10.0%の割合による遅延利息(単利。1円未満の端数は切り捨てます。)を付するものとします。

第9条 (パスワードおよびユーザーID等の管理)

利用者は、自己の責任において、見える化サービスへアクセスするためのパスワードおよびユーザーIDを管理および保管するものとし、これを第三者に利用させる、もしくは貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワードおよびユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、I・Tデバイスまたはパスワード・ユーザーIDが盗まれる、もしくは第三者に使用されていることが判明した場合には、ただちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第10条（データの管理）

利用者が本サービスを通じて取得するデータ（以下、「本データ」といいます。）の知的財産権は、利用者（または利用者との契約により本データに関する権利を取得した者）に帰属するものとします。ただし、当社は、本データを、本サービスを運営する目的で無償で利用することができるものとします。

2.利用者は、当社に対し、本データについて、前項ただし書に基づく利用許諾をするために、必要な知的財産権その他の権限および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。

3.当社は、利用者の事前の同意を得ずに、本データを第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号に定める場合には、当社は、利用者の事前の同意を得ずに、本データを第三者に提供することができるものとします。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内において本データの取り扱いの全部または一部を委託する場合または、契約に基づき見える化サービスとデータ連携する場合

(6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って本データが提供される場合

4.利用者は、本データの取扱いについて、次の各号に同意するものとします。

(1) 当社は、理由のいかんを問わず、本データの滅失、毀損、消失、漏えい等について、責任を負わないものとします。

(2) 利用者は、①本サービスが温湿度や気象など機密性の低いデータを取扱うことを前提に開発されたものであること、および②本サービスが技術的にセキュリティに限界のあるLPWAと本質的に情報の喪失、改変、破壊の危険等が内在するインターネットを介したサービスであることを理解したうえで、本データには滅失、毀損、消失、漏えい等のリスクがあることを前提に利用するものとします。

(3) 利用者は、本データにつき、必要に応じて自らの責任と負担においてバックアップを作成し、かかるバックアップを適切に管理するものとします。当社は、利用者が本データをバックアップしなかったことによって被った損害について、何ら責任を負わないものとします。

(4) 当社は、本サービスのために利用しているサーバ設備や外部のクラウドサービスの故障または停止等の設備保全、本サービスの維持運営のため、本データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当社は本データのバックアップの滅失、毀損、消失、漏えい等につき責任を負わないものとし、かかるバックアップにつき完全性、正確性を含めて何ら保証をしません。

5.当社は、利用者が本サービスを通じて送信したデータを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第16条その他の本利用規約の規定に違反しているものと判断した場合には、利用者への事前の通知なしに、当該データの全部または一部を非公開または削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（セキュリティ）

利用者は、①本サービスが温湿度や気象など機密性の低いデータを取扱うことを前提に開発されたものであり特に高度なセキュリティを有しているわけではないこと、②本サービスが技術的にセキュリティに限界のあるLPWAと本質的に情報の喪失、改変、破壊の危険等が内在するインターネットを介したサービスであること、および③本サービス上で提供される各機能に、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを予め承諾するものとします。

- 2.本サービスで提供される各機能に存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して利用者または第三者が損害を被った場合であっても、当社がいかなる責任を負わないものとします。

第12条（利用者が準備する装置等の管理）

本サービスのクラウドサービスへのアクセスに必要な、コンピューター、スマートフォンその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。

2. 利用者は前項で定めるコンピューター、スマートフォンその他の機器、通信回線その他の通信環境等について、コンピューターウイルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策（利用者の機器を通じたIoTプラットフォームへの不正アクセス等の防止を含みます。）を自らの費用と責任において講じるものとします。

第13条（外部委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。

- 2.前項の場合、当社は、当該委託先を適切に管理するとともに、委託業務について、本利用規約の規定と同等の義務を負わせるものとします。なお、当該委託先が利用者 に損害を生じさせた場合、当該委託先の行為は当社の行為とみなし、当社はその責任を負うものとします。

第14条（IoTデバイスの保守管理）

当社は、IoTデバイスのリモート運用管理サービスおよび保守サポートサービスを行うものとします。リモート運用管理サービスおよび保守サポートサービスの対象は別紙1に、その内容は、別紙2に記載のとおりとします。リモート運用管理サービスおよび保守サポートサービスには、現場を訪問してのオンサイト保守およびハードウェアの故障または滅失（以下、「故障等」といいます。）についての修理・交換等の対応は含まれません。契約期間中にIoTデバイスが機能停止し、遠隔操作による保守サポートができない場合は、当社の指示により、現地にて状況把握および再起動等の対応を利用者の責任と負担で実施していただく場合があります。

- 2.契約期間中におけるIoTデバイスの故障等については、当社は、利用者が選択した利用契約のプランの内容に応じて、次のとおり対応します。

(1) 標準・専用パック

- ・利用者は、当社が提示するIoTデバイスの修理または代替品供給の料金を当社に支払うことで、当社によるIoTデバイスの修理または代替品供給を受けることができるものとします。ただし、IoTデバイス発送日から1年以内に、利用者の責（故意・過失）によらない事由で故障等が生じた場合には、当社にて修理または代替品の供給を行うものとします。
- ・故障等にかかるIoTデバイスの取外しおよび当社または当社が指定する修理窓口への返送は、時期および故障等の原因を問わず、利用者が利用者の費用で行うものとします。

- ・上記の定めにかかわらず、利用者が当社による I o T デバイスの取外しと修理品または代替品の取り付けを希望される場合には、当社が別途指定した工事会社に I o T デバイスの交換をさせるものとします。(当社が技術上、保安上または安全上その他の理由により I o T デバイスの交換が困難と判断するものを除きます。) また、当該作業に必要な費用は、時期および故障等の原因を問わず、全て利用者の負担とします。

(2) おためしプラン

- ・おためしプランで当社から利用者に貸し出される標準品の I o T デバイスについて利用者の責(故意・過失)によらない事由で故障等が生じた場合には、当社は利用者からの請求により無償で I o T デバイスの修理または代替品供給を行います。
- ・故障等にかかる I o T デバイスの取外しおよび当社または当社が指定する修理窓口への返送は、前号と同様に利用者が利用者の費用で行うものとします。ただし、利用者が当社による I o T デバイスの取外しと修理品または代替品の取り付けを希望される場合には、前号の規定を準用します。

第 15 条 (法令等の遵守)

利用者は、個人情報保護法およびその他関連法令を遵守するものとします。

第 16 条 (禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、自己、または第三者を介して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社もしくは他の利用者、外部事業者その他の第三者の財産権、知的財産権(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません)、著作権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容のデータを本サービスに送信する行為
- (3) 販売機器により当社が定める本サービスの機能以外を利用して、本サービスを受ける行為
- (4) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の取得手続が義務付けられている場合に、当該手続きをせず、その他当該法令に違反する行為
- (5) 法令または当社もしくは利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (6) 暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者に協力または関与等する行為
- (7) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
- (8) 当社もしくは本サービスの信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (10) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを、本サービスを通じて送信する行為
- (11) 本サービスで利用する SIM カードを本サービス以外の用途や場所で利用する行為
- (12) 本サービスの全部または一部を商業目的で、第三者に使用させる行為(それらの準備を目的とした行為も含みます。)
- (13) 当社または第三者になりすます行為(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (14) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為

- (15) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報（登録情報を含みます。）を取得する行為
- (16) 当社もしくは第三者の設備等の利用、本サービスの運営を妨害する行為、または与える恐れのある行為
- (17) おためしプランの I o T デバイスや S I M カードを第三者に譲渡、質入れ、または転貸する行為
- (18) 前各号の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
- (19) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産権を侵害する行為、または第三者に不利益を与える行為。
- (20) その他、法令（行政の定めるガイドライン等を含みます。）および本利用規約に違反する行為ならびに当社が本サービスの利用者として不適切と判断する行為

第 17 条（本サービスの停止等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピューターシステム、通信回線、その他の設備の点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部が提供する I o T デバイス・通信サービス・クラウドサービスに、トラブル、サービス提供の停止または中断、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2.当社は、当社の都合により、利用者に対して 1 カ月前までに通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします
- 3.当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（解約等）

利用者は、契約期間中であっても、当社所定の方法により利用契約を解約することができるものとします。ただし、利用者は、以下の費用を契約期間につき毎月均等額で償却することを前提に算定した解約時点での未償却の残高（以下、「解約負担金」といいます。）を負担するものとします。

- (1) 専用パックにおけるカスタマイズのための開発費用
 - (2) 当社が当該利用契約に基づき本サービスの提供を開始するために負担した費用
- 2.当社は、利用者に本利用規約に反する行為があった場合、または当社が利用者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合、利用契約を解約することができるものとします。この場合、利用者は前項の解約負担金を負担するものとします。また、当社は、利用料金等の返金には応じません。
- 3.前二項による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、利用者は、その支払期日または支払期限日等にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払うものとします。
4. おためしプランにかかる利用契約が期間満了または解約により終了する場合、利用者は、ただちに当社が指示する事項を行ったうえで当社が貸与した I o T デバイスを返却するものとします。
- 5.当社は、利用者が当社による I o T デバイスの取外しを希望される場合、当社が別途指定した工事会社に、利用者の指定する場所（当社が技術上、保安上または安全上その他の理由により I o T デバイスの取外しが困難と判断するものを除きます。）において I o T デバイスの取外しをさせるものとします。また、当該作業に必要な費用は利用者の負担とします。

第19条（当社による移設または撤去）

当社は、次の各号に定める場合には、利用者と協議のうえ、I o Tデバイスを移設または撤去することができるものとします。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときには、当該協議を行うことなく移設または撤去することができるものとします。

- (1) 当社所有の建築物や工作物等の移設、建替、変更等に伴い、I o Tデバイスの移設または撤去が必要となる場合
 - (2) その他、当社がI o Tデバイスの移設または撤去を必要と判断する場合
- 2.前項による、I o Tデバイスの移設または撤去費用は、利用者が負担するものとします。
- 3.第1項によりI o Tデバイスを撤去するときには、当該撤去時をもって利用契約は解約されるものとし、当社は、利用者に対し、第8条第2項なお書きの定めにかかわらず、当該月分の月額サービス利用料金相当額を返金するものとします。

第20条（保証の否認および免責）

利用者は、利用者自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、その責任を負うものとします。

- 2.利用者は、当社が本サービスを常時提供し、データの保証をするものではなく、I o Tデバイスその他の本サービスの利用に供する装置、クラウドサービスまたは通信サービスの瑕疵、障害、動作不良もしくは不具合その他の事由により、本サービスを提供できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、当社は、本サービスを提供できなかったことにより利用者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- 3.利用者は、本サービスを利用することが、利用者にも適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、利用者による本サービスの利用が、利用者にも適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 4.本サービスに関連して利用者与其他の利用者、その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

当社は、第20条により免責される事由以外の当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、利用者が被った直接かつ通常の損害に限り（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含みません。）、損害の事由が生じた時点から遡って過去1カ月間の期間に利用者から現実に受領した本サービスにおける月額サービス利用料金の総額を上限として利用者の損害を賠償するものとします。

第22条（利用者の賠償等の責任）

利用者は、本利用規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければならないものとします。

- 2.利用者が、本サービスに関連して他の利用者、その他の第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、ただちにその内容を当社に通知するとともに、利用者の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過および結果を当社に報告するものとします。
- 3.利用者による本サービスの利用に関連して、当社が、他の利用者、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、利用者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければならないものとします。

第23条（個人情報）

当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、利用者の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を次の各号に定める利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を利用者に対して行うことを含みます。）
 - (2) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査およびその分析を行うこと
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービス紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること
 - (4) その他利用者から得た同意の範囲内で利用すること
- 3 当社は、利用者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第24条（譲渡禁止等）

利用者は、利用契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または承継させ、または担保に供することはできないものとします。

第25条（分離可能性）

本利用規約の規定の一部が法令または裁判所により違法、無効または不能とされた場合においても、本利用規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

第26条（協議）

本サービスに関して利用者と当社との間で問題が生じた場合、利用者と当社は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第27条（管轄裁判所）

本利用規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙1 本サービスにおける利用料金等

1 標準パック

(1) 一時金

ア IoT導入支援コンサルティングサービス【オプション】

種別	料金※	備考
IoT導入支援コンサルティングサービス	別に算定する金額	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が用意または指定するセンサと本サービスとの接続性検証、設定作業 ・現場調査・立会 ・現地における動作検証等の対応 ・上記以外の特別なサービス対応

※対応費用のほか、利用者が指定するセンサを当社が用意した場合の端末代を含みます。

イ IoTデバイスの選定・販売

(ア) 端末代

種別	仕様等	料金※1	備考
標準センサ※2,3,4	当社HPに掲載のとおり※5	別に算定する金額	—
IoT-GW			LPWA通信サービス対応のものを含む
センサ付き通信端末※3,4			LPWA通信サービス対応

(イ) 設定費

種別	料金	備考
初期設定※6費（初回のみ）	0円/台	—
設定変更費（初回以降）	別に算定する金額	センサの追加・解除等
利用者にて標準センサを用意する場合のIoT-GWの初期設定費	別に算定する金額	標準センサに係る設定
利用者にてセンサ付き通信端末を用意する場合の同装置の初期設定※7費	別に算定する金額	端末とLPWA通信サービスの回線接続設定、クラウド連携

(ウ) 組立費【オプション】

本オプションは、センサ、IoT-GWまたは通信端末等を当社にてサービスパッケージ（一体）化する場合に限り適用します。（以下、本オプションによりサービスパッケージ化したものを「パッケージ型IoTデバイス」といいます。）

種別	料金	備考
組立費	別に算定する金額	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ型IoTデバイスの組立 ・ケース（筐体）、コード等の付属品類を含む

※1 IoTデバイスの料金のほか、IoTデバイスに関するニーズヒアリング、机上選定および提案にかかる費用および配送料を含みます。

※2 当社による動作確認が完了したセンサをいい、その詳細は別に定めるリストによります。

- ※3 利用者にてメーカーから購入した標準センサおよびセンサ付き通信端末を使用することも可能です。
- ※4 電池仕様の場合は、利用者にて各 I o T デバイスに適した電池をご用意ください。なお、納品時には試験用電池が付属されています。電池の交換時期は、利用者にて判断し、利用者の負担と責任において交換をお願いします。
- ※5 当社HPに掲載する I o T デバイスの情報は、市場動向により仕様性能・型式等を変更する場合があります。
- ※6 センサと IoT-GW との接続設定、通信サービスとの接続・セキュリティ設定、IoT-GW と I o T プラットフォームへの登録設定およびこれらの動作確認をいいます。
- ※7 本設定は、別紙2に定める運用管理・保守サポートの対象外となります。

ウ 通信サービス（小型LPWA基地局レンタル）【オプション】

通信サービスとしてLPWA通信サービス（Sigfox®）を利用する場合で、サービスエリア外や電波が入りにくい屋内・地下等において当社がレンタルする小型基地局を利用して独自に Sigfox ネットワークを構築されるときは、以下の初期費用が掛かります。（Sigfox は、SIGFOX S.A.の登録商標です。）

種別	仕様等	料金	備考
小型LPWA基地局 レンタル初期費用	Access Station Micro 屋内向け	別に算定する金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sigfox 不感エリア対策用 ・ 料金には配送料を含む

エ クラウドサービス【オプション】

種別	料金	備考
データ連携設定費（新規設定時）※1	0 円/接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ I o T プラットフォームと利用者指定サーバ等の間の連携 ・ HTTP/S, MQTT/S で指定先へ接続
データ連携設定費（上記以外）※1	別に算定する金額	同上
見える化サービス設定費※2 （新規設定時）	0 円/設定	新規提供時の当社標準設定に限る
見える化サービス設定費※2 （個別設定）	別に算定する金額	データ可視化画面の個別カスタム等、見える化サービスの各種変更

※1 本設定は、クラウドサービスに見える化サービスを含まない場合に限り適用します。

※2 本設定は、クラウドサービスに見える化サービスを含む場合に限り適用します。

オ I o T デバイスの据付・撤去・移設工事【オプション】

種別	料金	備考
工事費	別に算定する金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ I o T デバイスの取付・撤去・移設に係る設計費・工事費・資材代および諸経費等を含む

(2) 月額料金

ア 通信サービス

(ア) 小型LPWA基地局レンタル【オプション】

通信サービスとしてLPWA通信サービス（Sigfox）を利用する場合で、サービスエリア外や電波が入りにくい屋内・地下等において、当社がレンタルする小型基地局を利用して独自にSigfoxネットワークを構築されるときは、以下の月額料金が掛かります。

種別	内容	料金	備考
小型LPWA基地局 レンタル月額料金	Access Station Micro 屋内向け	別に算定する金額	<ul style="list-style-type: none">・最低利用期間は1年間・見通し1～2kmの範囲に適用・バックホール回線用ドングルおよび通信費を含む・運用管理は京セラコミュニケーションシステム株式会社が実施

(イ) LPWA通信サービス※1

本サービスはクラウドサービスの一部として提供するものとし、単独での提供はしません。

種別	内容
Sigfox	京セラコミュニケーションシステム株式会社が提供するもの
ELTRES™※2	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供するもの
LTE-M	当社が選定した電気通信事業者が提供するもの

※1 本サービスを利用する場合は、各サービス提供会社の約款に同意したものとみなします。

※2 ELTRESはソニー株式会社の登録商標です。

イ クラウドサービス

クラウドサービスは、以下（ア）（イ）および上記のLPWA通信サービスについて、その一部または全部を組み合わせたパッケージにより提供します。

種別	内容	料金
クラウドサービス	パッケージ詳細は当社HPに掲載のとおり	別に算定する金額

(ア) IoTプラットフォーム

種別	内容
IoTプラットフォーム	第1条のとおり

(イ) 見える化サービス※

種別	内容
Grafana	当社が Grafana（オープンソースの可視化ツール）により構築して提供するもの
IoT Station	株式会社 GENECH DATA SOLUTIONS 提供の IoT Station により提供するもの
その他	上記以外の形態により提供するもの

※見える化サービスを利用する場合は、各サービス提供会社の約款および利用規約等に同意したものとみなします。また、IoT-GW 毎もしくはセンサ付き通信端末毎の見える化サービス上のデータ保存容量は最大 1GB、データ保存期間は最大 1 年間です。

見える化サービスを利用することで、当社は利用者に対して IoT デバイスが取得した情報（状態変化情報など）をメールにより通知します。ただし、一部のメールアドレスについては、見える化サービスからの通知先メールアドレスとしてご利用できない場合があります。

(3) 利用料金算定方法

ア 適用する利用料金の項目

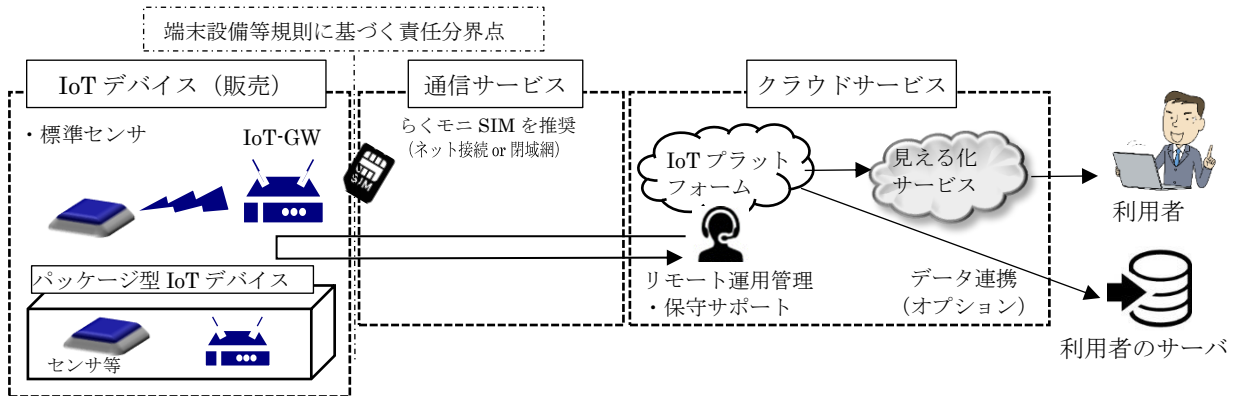
第 2 条の各プランにおけるサービスの組み合わせ一覧に基づき、各サービスの利用料金に適用する項目は下表のとおりです。

サービス内容		支払区分	適用する利用料金の項目※	項番
IoT 導入支援 コンサルティングサービスの提供	オプション	一時金	(1) ア	①
	○	一時金	(1) イ (ア) (イ) から選択	②
IoT デバイスの選定・販売	オプション	一時金	(1) イ (ウ)	③
	×	—	—	—
通信サービス	○	一時金	(3) イ (ア) (イ) の通り	—
		月額料金		
	オプション	一時金	(1) ウ	④
		月額料金	(2) ア	⑤
クラウドサービス	オプション	一時金	(1) エ	⑥
	○	月額料金	(2) イから選択	⑦
IOT デバイスの 据付・撤去・移設工事	オプション	一時金	(1) オ	⑧

※ 本別紙の「1 標準パック」内の各項目を示します。

イ 算定例（丸数字は上表項番を示します）

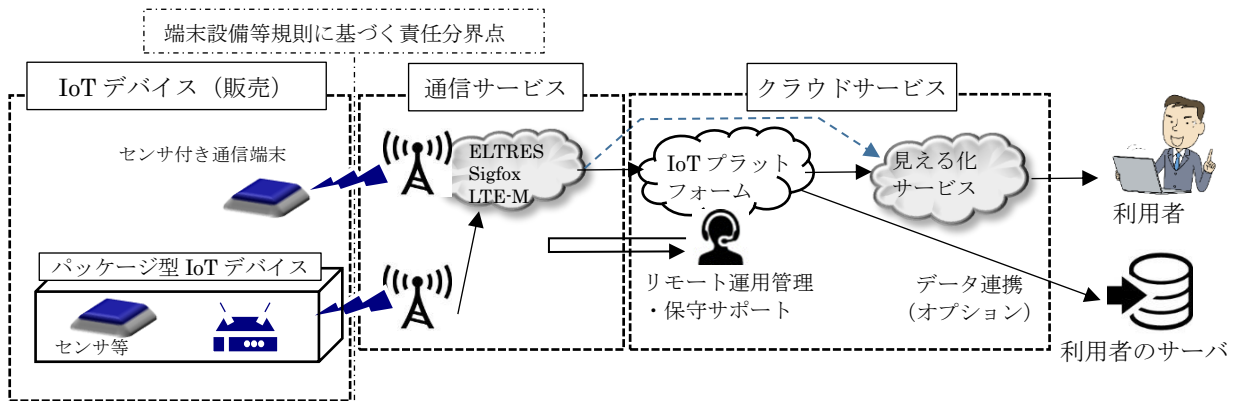
（ア）LPWA通信サービスに対応しないIoTデバイスを使用する場合



項目	I o Tデバイス（販売）	通信サービス	クラウドサービス
一時金	②	契約する通信サービスの提供条件に基づく※	—
同上（オプション）	①・③・⑧		⑥
月額料金	—		⑦
利用期間	—		1年間（暦月単位）

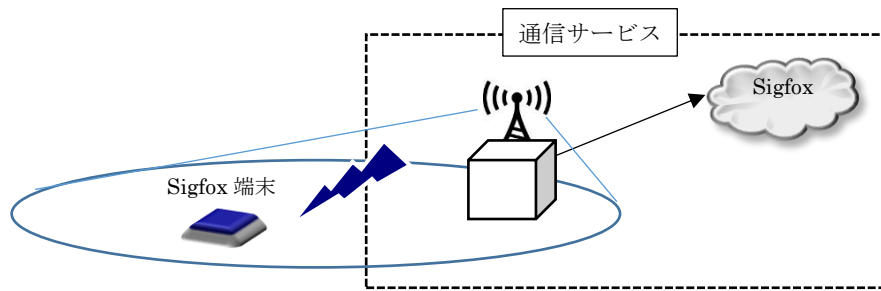
※本サービスの解約に合わせて通信サービスを解約する場合、通信サービスの提供条件に従い、違約金等の追加費用が発生することがあります。

（イ）LPWA通信サービスに対応するIoTデバイスを使用する場合



項目	I o Tデバイス（販売）	通信サービス	クラウドサービス
一時金	②	クラウドサービスに含む	—
同上（オプション）	①・③・⑧		⑥
月額料金	—		⑦
利用期間	—		1年間（暦月単位）

(ウ) 通信サービス（小型LPWA基地局レンタル）を使用する場合



項目	I o Tデバイス	通信サービス	クラウドサービス
一時金	—	④	—
月額料金	—	⑤	—
利用期間	—	1年間（暦月単位）	—

2 専用パック

専用パックの開発受託（カスタマイズ）内容、特約および利用料金は、利用者との個別契約によります。（利用料金については、前項に定める標準パックの内容に準拠します。）

3 おためしプラン

(1) 一時金

ア IoT導入支援コンサルティングサービス【オプション】

本別紙の「1 標準パック (1) 一時金 ア」と同じ

イ IoTデバイスのレンタル

(ア) 設定費

種別	料金	備考
初期設定※費 (初回のみ)	0 円/台	—
設定変更費 (初回以降)	別に算定する金額	センサの追加・解除等

※ センサと IoT-GW との接続設定、通信サービスとの接続・セキュリティ設定、IoT-GW と IoTプラットフォームへの登録設定およびこれらの動作確認をいいます。

(イ) 組立費【オプション】

本別紙の「1 標準パック (1) 一時金 イ (ウ)」と同じ

ウ 通信サービス (小型LPWA基地局レンタル)【オプション】

本別紙の「1 標準パック (1) 一時金 ウ」と同じ

エ クラウドサービス【オプション】

本別紙の「1 標準パック (1) 一時金 エ」と同じ

オ IoTデバイスの据付・撤去・移設工事【オプション】

本別紙の「1 標準パック (1) 一時金 オ」と同じ

(2) 月額料金

ア IoTデバイスのレンタル

(ア) 端末代

種別	仕様等	料金※1	備考
標準センサ※2,3	当社HPに掲載のとおり※4	別に算定する金額	—
IoT-GW			<ul style="list-style-type: none"> ・LPWA通信サービス対応のものを含む ・料金にクラウドサービスを含む
センサ付き通信端末※3			<ul style="list-style-type: none"> ・LPWA通信サービス対応 ・料金にクラウドサービスを含む

※1 料金に配送料を含みます。

※2 当社による動作確認が完了したセンサをいい、その詳細は別に定めるリストによります。

※3 電池仕様の場合は、利用者にて各IoTデバイスに適した電池をご用意ください。なお、納品時には試験用電池が付属されています。電池の交換時期は、利用者にて判断し、利用者の負担と責任において交換をお願いします。

※4 おためしプラン対象外のI o Tデバイスもあります。また、当社HPに掲載するI o Tデバイスの情報は、市場動向により仕様性能・型式等を変更する場合があります。

イ 通信サービス（小型LPWA基地局レンタル）【オプション】

本別紙の「1 標準パック（2）月額料金 ア」と同じ

ウ クラウドサービス

I o Tデバイスの月額料金に含みます。

(3) 利用料金算定方法

ア 適用する利用料金の項目

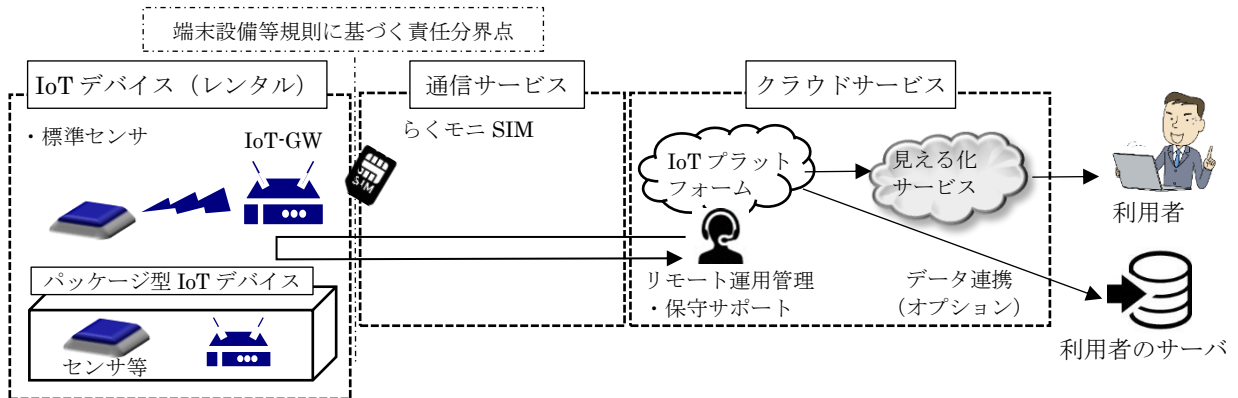
第2条の各プランにおけるサービスの組み合わせ一覧に基づき、各サービスの利用料金に適用する項目は下表のとおりです。

サービス内容		支払区分	適用する利用料金の項目	項番
I o T導入支援 コンサルティングサービスの提供	オプション	一時金	標準パックと同じ	①
I o Tデバイスの選定・販売	×	—	—	—
I o Tデバイスのレンタル	○	一時金	(1) イ (ア) ※	②
	オプション		標準パックと同じ	③
	○	月額料金	(2) ア※	④
通信サービス	○	一時金	(3) イ (ア) (イ) の通り	—
		月額料金		
	オプション	一時金	標準パックと同じ	⑤
		月額料金	標準パックと同じ	⑥
クラウドサービス	オプション	一時金	標準パックと同じ	⑦
	○	月額料金	(2) ウ※	⑧
I o Tデバイスの 据付・撤去・移設工事	オプション	一時金	標準パックと同じ	⑨

※ 本別紙の「3 おためしプラン」内の各項目を示します。

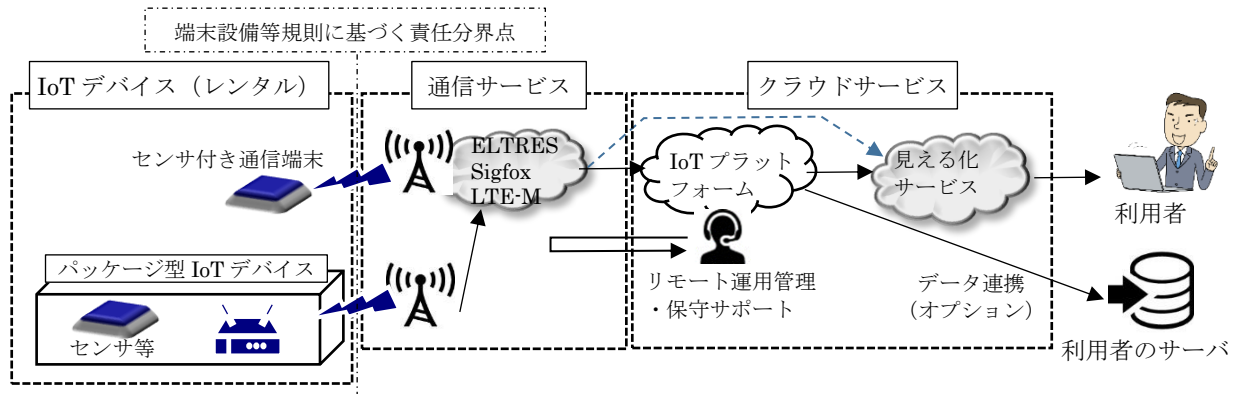
イ 算定例（丸数字は上表項番を示します）

（ア）LPWA通信サービスに対応しないIoTデバイスを使用する場合



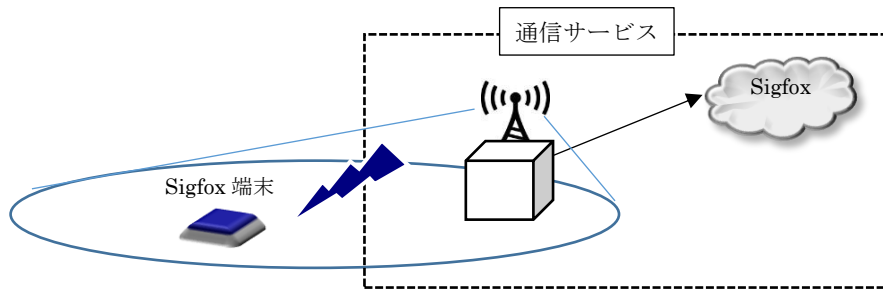
項目	I o Tデバイス (レンタル)	通信サービス	クラウドサービス
一時金	②	IoT デバイスに含む	—
同上 (オプション)	①・③・⑤・⑨		⑦
月額料金	④		⑧
利用期間	最大 1 年間 (暦月単位)		

（イ）LPWA通信サービスに対応するIoTデバイスを使用する場合



項目	I o Tデバイス (レンタル)	通信サービス	クラウドサービス
一時金	②	クラウドサービスに含む	—
同上 (オプション)	①・③・⑤・⑨		⑦
月額料金	④		⑧
利用期間	最大 1 年間 (暦月単位)		

(ウ) 通信サービス（小型LPWA基地局レンタル）を使用する場合



項目	I o Tデバイス	通信サービス	クラウドサービス
一時金	—	⑤	—
月額料金	—	⑥	—
利用期間	—	1年間（暦月単位）	—

別紙2 運用管理・保守サポートのサービス内容

1 リモート運用管理サービス

下表のとおり、IoTデバイスの運用管理を遠隔操作等により行うサービスです。

サービス項目	概要
状態監視	IoTプラットフォームにてIoT-GWからのデータ欠落などの状態を常時監視します。ただし、IoT-GWに付随するセンサ単位の欠落監視はできません。
情報管理	IoTデバイスのバージョン、型式および管理ID等の情報を一元管理します。
ファームウェア更新	IoT-GWのファームウェア更新が必要な場合、IoTプラットフォームから遠隔操作にてファームウェア更新作業をします。
ソフトウェア更新	IoT-GWにセンサを追加接続等をするために必要となるソフトウェアのインストールを、IoTプラットフォームから遠隔操作にて行います。

2 保守サポートサービス

下表のとおり、IoTデバイスの保守サポートを遠隔操作等により行うサービスです。なお、オンサイト保守（現地出向による保守業務）は原則いたしません。

サービス項目	概要
不具合対応	利用者からの不具合に関する問合せ等を当社HPの問い合わせフォームにて受け付け、担当技術スタッフがサポート対応をします。
センドバック （代替品発送）	当社がIoTデバイスの故障と判断した場合、代替品（初期設定済）を利用者の指定場所へ発送します。ただし、本サービスの利用開始（IoTデバイス発送日）から1年以内（おためしプランは当該利用期間内）のものに限ります。
問合せ対応	利用者からの本サービスの利用に関する問合せ等を当社HPの問い合わせフォームにて受け付け、担当技術スタッフが回答します。
故障・欠測時の 自動通報	IoTプラットフォームがIoT-GWからのデータ欠落を検知した場合、お客様の指定メールアドレスへお知らせメールを自動発信します。
ログ収集・解析	本サービスの不具合が生じた場合、遠隔操作によりIoTデバイスのログを収集して、簡易的な解析を行います。

3 サービス時間帯

営業時間（「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日以降翌年1月3日までの終日ならびに17時以降翌日9時までの時間帯」以外の時間）内とします。

附 則

附 則（２０２０年４月１日 ネ通決第４５９号）

（実施時期）

この利用規約は、２０２０年４月１日から実施します。

附 則（２０２１年５月６日 電子通信部 計画・ICT ソリューション G 2021-0032）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２１年５月１０日から実施します。

（経過措置）

2 この改定利用規約の実施前に、旧利用規約の規定に基づき支払い、または支払わなければならなかった利用料金等については、なお従前の通りとします。

附 則（２０２１年１０月１３日 電子通信部 ICT ソリューション G 2021-0238）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２１年１０月２０日から実施します。

（経過措置）

2 この改定利用規約の実施前に、旧利用規約の規定に基づき支払い、または支払わなければならなかった利用料金等については、なお従前の通りとします。

附 則（２０２２年４月１４日 電子通信部 ICT ソリューション G 2022-0009）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２２年４月２０日から実施します。

附 則（２０２２年１１月２８日 電子通信部 ICT ソリューション G 2022-0286）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２２年１２月９日から実施します。

附 則（２０２３年８月４日 電子通信部 ICT ソリューション G 2023-0172）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２３年８月１８日から実施します。

附 則（２０２３年９月２５日 電子通信部 ICT ソリューション G 2023-0224）

（実施時期）

1 この改定利用規約は、２０２３年１０月２日から実施します。